

Q & A

Q1 東京圏からの移住者であれば、誰でも本助成金の対象労働者となりますか？

A1 東京圏からの移住者のうち、
移住支援金^{※3}の受給者に限られます。
また、移住支援金の受給者であっても、
新規学卒者は本助成金の対象にはなりません。

移住者

移住支援金の受給者

本助成金の対象者
(新規学卒者を除く。)

※3 移住支援金とは…

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して、地方公共団体が移住支援事業・マッチング支援事業として実施する、東京圏からの移住者に対して支給する支援金をいいます。

詳しくは、右のQRコードのサイトをご覧いただきか、事業所のある地方公共団体にお問い合わせください。



Q2 対象労働者が辞めてしまいました。本助成金を受けられますか？

A2 すべての対象労働者が雇入れ日から6か月以内に離職した場合（離職理由は問いません）は、本助成金を受けることができません。

Q3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業へは未登録ですが、本助成金の採用計画書は出せますか？

A3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業への登録が済んでいない場合でも、本助成金の採用計画書は提出することができます。ただし、本助成金の支給に当たっては登録が必要ですので、速やかにご登録ください。

受給のための手続き

採用計画書^{※4}の提出
提出日の翌日から3か月以内の範囲で計画期間の始期を設定

計画期間

: 6か月以上12か月以内で設定

採用活動

対象労働者の雇入れ

2か月以内に支給申請書を提出

※計画期間の終期に、雇入れから6か月を経過していない場合
⇒雇入れ日から6か月を経過する日の翌日から2か月以内に申請書を提出

例：2月1日を計画期間の終期とした場合
⇒4月1日までに申請書を提出

例：12月1日に雇い入れた場合
⇒6月1日から7月31日までに申請書を提出

支給申請書の提出

助成金の受給

※4 採用計画書は、事業所ごとに作成します。計画書の提出日から計画期間の終期まで、当該計画に関する事業所は別に計画書を提出できません。

本助成金の受給に当たっては、このリーフレットに掲載されていない、各種要件があります。
ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。